

● 申請者の要件

以下のすべてに該当している必要があります

- 南魚沼市に住民登録をしていること
- リフォームを行う住宅の所有者または、所有者の2親等以内の親族であること
- リフォームを行う住宅に現に居住していること

● 住宅とは

住宅リフォーム事業補助金の対象となる住宅は、個人が所有する住宅で、住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族が現に居住している住宅です。

補助の対象とならない例

- 店舗や事務所、車庫や物置などの居住用以外の建物の工事
- アパートや貸家など所有者または所有者の2親等以内の親族以外が居住する建物の工事
- キッチンやトイレなどの水回りを有していないなど、その建物単独では生活をできない建物（母屋の離れなど）の工事

● 住宅に事業用部分がある場合（併用住宅の場合）

住宅部分と店舗や事務所などの事業に使っている部分が一体となっている建物の工事の場合、対象となるのは住宅部分の工事にかかる費用のみです。

例) 旅館などで、壁（客室、食堂、住居用の部屋）のクロスの張替をする場合

客室の壁の張替費用 → ×（全額対象外）

住居用の部屋の壁の張替費用 → ○（全額対象）

食堂の壁の張替費用 → 住宅用としても使用 → △（使用割合により按分）

→ 住宅用の食堂は別にある → ×（全額対象外）

例) 1階が店舗で2階が住宅という建物の屋根工事などの場合

店舗部分と住宅部分の割合によって按分

（工事費50万円、店舗部分の面積20㎡、住宅部分の面積60㎡）

50万円 × 60㎡ / 80㎡ = 37万5千円（対象の工事費）

※併用住宅の工事の場合には工事箇所がわかるよう図面等の添付にご協力ください。

● 車庫、物置等について

車庫や物置等、居住用以外の建物の工事は基本的には対象になりません。

ただし、住宅と一体になっている場合には対象になる場合があります。（渡り廊下等により母屋につながっている場合は、車庫、物置等の建物に居住用に使用している部屋《寝室、キッチン、リビング等》があり、居住用部分の工事と併せて行う工事に限る）

※車庫、物置等の工事がある場合には工事箇所がわかるよう図面等の添付にご協力ください。

※ 申請書作成の際は同封した記載方法もご参照ください。